

専門解説

同一労働同一賃金への対応策

～働き方改革と法改正を踏まえた実務の要点と展望～

ピー・エム・ピー株式会社 代表取締役 鈴木 雅一

■ 公平な処遇を実現しよう

有期雇用者の無期転換が始まる。無期転換契約社員用に就業規則を制定する場合は、実際の無期転換者が発生する前に万全を期したい。後から漏れや他の就業規則との矛盾点に気づいても、不利益変更の問題から簡単に修正できないこともある。今国会では働き方改革を推進するための関係諸法令の整備として、「パートタイマー労働法」を改正し、有期契約労働者の同一労働同一賃金問題を盛り込む予定。昨年議論されていた労働契約法第20条は削除される。これらを視野に入れて同一労働同一賃金への対応策を検討する。

法改正を踏まえた法令順守は最優先課題ではあるものの、これに留まることなく、マネジメントの視点で公平な処遇の実現を目指してほしい。賃金体系、休職制度や福利厚生制度など社員の処遇に関わるすべてが、非正規の社員を含めた全従業員の中で、それぞれの役割や期待などを踏まえて均衡がとれて公平感を有しているかを検討してほしい。また、会社の「公平感」が社員に分かりやすく説明できるかという点も、ぜひこの機会に確認していただきたい。

目次

1. 有期雇用者の無期転換申込権と無期フルタイマーとの同一労働同一賃金問題
(本稿の背景として)
2. 有期雇用者の無期転換問題
(施行を直前に控えて)
 - (1) 労働契約法第18条の概要
 - (2) 無期転換申込権がいつ発生するのかという整理
 - (3) 定年再雇用者のケース — 継続雇用の高齢者の特例 —
 - (4) 無期転換契約社員の位置づけ
 - (5) 無期転換契約社員の就業規則作成の注意点
3. 無期転換契約社員の同一労働同一賃金問題
(現場の労務対策として)
4. 同一労働同一賃金の検討
(厚生労働省の要綱に則して)
 - (1) 同一労働同一賃金法案
 - (2) 同一労働同一賃金の考え方の整理 — 均衡待遇 —
 - (3) 同一労働同一賃金の考え方の整理 — 均等待遇 —
 - (4) 同一労働同一賃金 — 賃金 —
 - (5) 同一労働同一賃金 — 基本給 —
5. 同一労働同一賃金の使用者の義務と紛争の解決 (要綱に則して)



● 鈴木 雅一 (すずき まさかず)

www.pmp.co.jp

ピー・エム・ピー株式会社 (PMP) 代表取締役・特定社会保険労務士。慶應大学経済学部を卒業 (専攻は経済政策, 恩師はカトカンで有名な加藤寛教授)。三菱銀行 (現三菱東京UFJ銀行) に入社し, 人事企画部門他を経験。その後, 米国ケミカル銀行 (現JPモルガン・チェース銀行) の日本支店の副社長として銀行と証券人事部門を統括。米国マイクロソフト社の日本法人であるマイクロソフト株式会社の人事部門と総務部門の統括責任者を経て, PMPを創業。また, 人事部長のネットワークSMCも運営, 人事スペシャリストの研鑽の場を提供している。著書に『アメリカ企業には就業規則がない』(国書刊行会)。